

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

伊藤会計事務所 公認会計士 伊藤英佑

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」  
へのコメント

質問5に対して、回答します。

&lt;内容&gt;

本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別はなく、未公開企業にも適用されるものと見受けられる。ここで、本公開草案においては、従来の会計基準の運と同様に、未公開企業にもストック・オプション会計基準における未公開企業における取扱い(13項)が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解している。

これにつき、当該取扱いについて、本公開草案では明示的に示されていないので、未公開企業における取扱いについては当該特則が適用できる旨を明示することが望ましいと考える。

仮に未公開企業について本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法が認められないと、上場企業とは異なる未公開企業のボラティリティの計測等には支障がある。未公開企業の類似上場会社のボラティリティを参考にすることも考えられるが、市場価格の有無(公開か未公開か)で本質的には違いがあり、市場価格がない未公開企業においては現行の通り本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法で何ら問題はないものとする。

また、実務上、多くの未公開企業では、株式公開を目的とする会計監査人との監査締結前に、多くは税制適格ストックオプションの形でストックオプションを付与するが、会計監査人との監査締結前の年度のストックオプションの会計処理に煩雑さと負担、実務上の混乱が生じ、ひいてはベンチャーの成長と発展を阻害する要因にもなり得ると考える。